

平成 20 年 3 月 31 日
財 務 省

特別流動性供給入札の実施要領について

1.実施基準

複数の国債市場特別参加者から、特定銘柄について特別流動性供給入札の実施要望が寄せられた場合、当局は国債市場における当該銘柄の取引状況及び SC レポート等を総合的に勘案のうえ、必要と認めるときに、緊急の国債市場特別参加者会合（以下「緊急会合」という。）を開催し、入札要否等を議論するとともに、国債投資家懇談会参加者から意見を聴取する。検討の結果、当局が、当該銘柄の追加的な供給を特に必要と認める場合には、特別流動性供給入札を実施する。

2.対象銘柄及び実施予定額

緊急会合での議論等を踏まえて、実施の都度、対象銘柄及び実施予定額（発行上限額）を決定する。

3.入札参加者

国債市場特別参加者（財務大臣が、特別流動性供給入札への参加を認めることが適当でないと認めた者以外の者に限る）。

4.入札日

原則として入札予定日は緊急会合の翌日とし、入札予定日の午前 9 時までに財務省 HP 上で公表する。詳細については別途通知する。

5.発行日

原則として入札日の 3 営業日後までに発行する。

6.その他

市場環境等を勘案して当局が必要と認める場合には、入札予定日の当日に入札を取り止めることがある。

（以 上）